

社会福祉士及び介護福祉士施行令及び精神保健福祉士法施行令の
一部を改正する政令案について
(パブリックコメント)

2011年2月1日
社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦

〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2F

社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士試験の受験手数料並びに介護福祉士の登録に係る手数料の改正について

今回の改正は、平成 22 年 6 月 29 日付で厚生労働省が公表した「(財) 社会福祉振興・試験センターの保有する積立金の縮減等について」にもとづき行うものと判断できるが、それによると次のように示されている。

受験手数料の引き下げ (期間限定)

◆社会福祉士 (11.9 億円) を 5 年間で縮減

受験手数料 : 9,600 円 → 5,580 円 (5 年間) → 10,340 円

◆介護福祉士 (15.2 億円) を 3 年間で縮減

受験手数料 : 12,500 円 → 10,650 円 (3 年間) → 13,420 円

◆精神保健福祉士 (0.9 億円) を 3 年間で縮減

受験手数料 : 11,500 円 → 9,750 円 (3 年間) → 13,140 円

登録手数料の引き下げ (期間限定)

◆介護福祉士

登録手数料 : 4,050 円 → 3,320 円 (3 年間) → 4,990 円

積立金の縮減は、社会福祉振興・試験センターが積立金を必要以上に保有しないことに主眼がおかれており、余剰にある額を解消することにある。解消することに異論はないが、活用方法が次の点で不適切である。

- ① 受験手数料や登録料が短期間で大きく上下するのは受験生に混乱を与える懸念が大きい。
- ② 受験生の多くが大学卒業予定者であることを踏まえると、生まれた年によって受験手数料や登録料が意図的に変わるの是不公平である。
- ③ 余剰金解消後に現行の受験手数料や登録手数料より高くなることは理解でき

ない。

- ④ 余剰金の活用方法が積立金の目的に拘束されることは理解するが、単純にその目的に還元するのは視野が狭く、折角の財源の有効活用を阻害している。
- ⑤ 積立金が過去の資格試験受験者から集められたものであることを勘案すれば、過去の受験者に還元できる方策を考えるべきである。

このような点が指摘できることから、余剰金の活用について、次のことを提案する。

- 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士がより国民の利益に寄与できるよう資質向上に関する事業へ活用する。たとえば、
 - ・ 研修事業や研修の質の向上に向けた評価事業への資金援助
 - ・ 論文や実践レポート、最新情報を掲載した有資格者を対象とした専門雑誌の発行
- 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の基礎的データを把握するために、実態調査を定期的に行う。
- 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士が国民の身近な存在と認識されるよう、国民向け広報事業を行う。
- 受験手数料及び登録手数料を引き下げるのであれば、合理的な根拠で長期的に設定すべきであり、今回のような期間限定ではなく恒久的な金額に引き下げるべきである。